

市有財産売払い 競争見積実施要領 (公用車)

【参加申込期間及び場所】

期 間 令和6年4月 5日(金)～令和6年4月19日(金)
(上記の期間の閉庁日を除く午前8時から午後4時まで)
場 所 阪南市清掃庁舎(大阪府阪南市尾崎町532番地)

【見積書提出期限及び場所等】

日 時 令和6年5月 3日(金) 12時(正午)
場 所 阪南市清掃庁舎(大阪府阪南市尾崎町532番地)

【注意】

この見積に参加を希望される方は、事前に申込みが必要です。
この実施要領の記載内容を十分把握したうえで、ご参加ください。

阪 南 市

1 見積物件

品名 公用車 塵芥車（三菱製、車台番号：FE73D-551316）

数量 1台

最低売却価格 ￥250,000. -（税込）

物件（車両）の仕様書			
登記事項等証明書の記載内容			
車両番号	和泉 800 す 3885	登録年月日	平成 21 年 6 月 25 日
初年度登録年月	平成 21 年 6 月	自動車の種別	普通
用途	特殊	自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	塵芥車	車名	三菱
型式	PDG-FE73D	乗車定員	3 人
車両重量	4240kg	車両総重量	6405kg
車体番号	FE73D-551316	原動機の型式	4M50
長さ	525cm	幅	186cm
高さ	227cm	総排気量	4. 89L
燃料の種類	軽油	前前軸重	1520kg
後後軸重	2720kg	自動車検査証有効期限	令和 6 年 6 月 24 日
最大積載量	2000kg	リサイクル料金	8930 円

基本情報	
トランスミッション	オートマチック（4AT）
ハンドル	右
車体の色	白色（標語・絵等シール有り）
走行距離	123,905Km（令和 6 年 3 月 20 日現在）
引渡時保管場所	阪南市尾崎町 532 番地 阪南市清掃庁舎
車両等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・使用車種規制（NO_x・PM）適合。この自動車の使用の本拠は NO_x・PM 対策地域内です。 ・平成 13 年騒音規制車、近接排気騒音規制値 98 d B ・長年の使用劣化により車体及び車内にキズ、サビ、汚れ等有。（自走可能） ・スペアキー 1 本あり。

	<ul style="list-style-type: none"> ・バックモニターなし。 ・集中ドアロックあり。パワーウインドウあり。 ・エアコンの効きが悪い。 ・令和4年4月前輪タイヤ2本交換（114,700km） ・令和4年7月ラジエター交換（115,100km） ・令和5年2月エンジンオイル、エレメント交換（120,200km） ・令和5年6月後輪タイヤ4本交換（123,035km） ・令和5年6月汚水タンク底板全面張替（123,060km） ・架装部はモリタ製。容量4.1 m³。ひび割れ、穴、サビ等有。（動作確認済） ・自動車リサイクル料は預託済み（ABC券有り・番号1210-9005-7450） ・車検証による走行距離計表示値：123,000km（令和5年6月7日） ・自動車賠償責任保険期間期限：令和6年7月24日午前12時
引渡条件	<ul style="list-style-type: none"> ・現有姿による引渡とします。いかなる場合でも、引き渡し後の返金・返品・交換はできません。阪南市は瑕疵担保責任を負いません。登録手続き、権利移転手続き、移送の手配及び費用負担は落札者で負担してください。 ・売却車両についている標語・絵等を無くすものとし、作業前及び作業後の写真を撮影し、阪南市へ提出すること。
その他	<p>上記内容は職員の目視及び操作によるもので、正確な車両の状況を説明するものではありませんので、入札車両公開期間に実際に確認をして入札に参加してください。</p>

2 見積の方法

競争見積により、阪南市が定める最低売却価格以上の金額で、最高価格で見積した者を売却予定者とし、売買契約を締結する。

3 見積の参加資格

(1) 法人又は個人（市内外を問わない）で、あらかじめ本競争見積参加の申込みをした者

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（ただし、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができ、それを証明する医師の診断書を提出できる者を除く。）

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは見積代理人として使用する者

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していない者

(5) 地方自治法第239条第2項に規定する物品に関する事務に従事する普通地方公共団体の職員でない者

(6) 阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(2)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると

認められる者（(2)キに掲げる者を除く。）でないこと。

(7) 阪南市入札参加停止要綱第5条に規定する入札参加停止でない者

4 見積物件の下見

見積物件の下見を希望する者は、あらかじめ下記に連絡のうえ、調整すること。

なお、物件の試乗・操作はできない。動作の確認をする場合は職員にて行うこととする。

公開日時：令和6年4月 5日（金）～令和6年4月19日（金）

（上記の期間の閉庁日を除く午前8時から午後4時まで）

公開場所：阪南市清掃庁舎（大阪府阪南市尾崎町532番地）

連絡先：阪南市市民部資源対策課

TEL: 072-483-5876（直通）

※当該車両は、公開したときの状態で引渡すものとし、経年劣化等による錆や傷、
装備等の不具合があると思われるため、下見を行うことを推奨する。（見積提出
後の苦情等には、一切応じない。）

5 見積参加申込方法

この見積に参加を希望する者は、下記により事前に申込みをすること。

(1) 申込期間

令和6年4月 5日（金）～令和6年4月19日（金）

（上記の閉庁日を除く午前8時から午後4時まで）

(2) 申込場所

阪南市清掃庁舎 資源対策課（事務所2階窓口）

（大阪府阪南市尾崎町532番地）

(3) 申込方法

上記場所に、持参又は郵送（郵送の場合は、「書留」または「簡易書留」にて、
上記日時までに必着のこと。）

(4) 申込みに必要な書類

見積参加希望者は次の書類を提出すること。ただし、本市の競争入札参加資格
者名簿（物品・役務）に搭載されている者は、①から③のみの提出で可とする。

【個人で申込む場合】

- ① 競争見積参加申込書（様式1）
- ② 阪南市暴力団排除条例に係る誓約書（様式2）
- ③ 委任状（代理人に委任する場合のみ）（様式3）
- ④ 使用印鑑届（様式4）
- ⑤ 印鑑登録証明書（市町村発行）
- ⑥ 身元証明書（市町村発行）
- ⑦ 納税証明書（直近1年間分）
 - (a) 個人の市町村税（居住地の市町村長発行、未納のない証明書）

【法人で申込む場合】

- ① 競争見積参加申込書（様式1）
- ② 阪南市暴力団排除条例に係る誓約書（様式2）
- ③ 委任状（代理人に委任する場合）（様式3）
- ④ 使用印鑑届（様式4）
- ⑤ 印鑑登録証明書（法務局発行）
- ⑥ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- ⑦ 納税証明書（直近1年間分）
 - (a) 法人税及び消費税（税務署発行、様式その3の3）
 - (b) 本社の法人事業税（本社所在地の都道府県税事務所発行）

※ ⑤～⑦は明確な複写（コピー）で代用することができるものとする。

※ ⑤～⑦の証明書は、令和6年1月6日以降の発行のものとすること。

※ 提出された書類は返還しない。

6 見積参加申込にあたっての留意事項

- (1) 見積に参加を希望する者は、この見積実施要領、物件仕様書及び市有財産売買契約書（案）の各条項並びに見積物件の法令上の規制を全て承知した上で、参加申込及び見積を行うこと。
- (2) 見積者は、1件の見積において他の見積者の代理人となることはできない。また、代理人は、1件の見積において複数の見積者の代理人となることはできない。
- (3) 参加受付後、次のいずれかに該当することとなった場合は、その受付を無効と

する。

- ① 申込資格がないことが判明したとき。
- ② 参加申込書に虚偽の記載があったとき。

7 質問の方法について

見積に関して質問がある場合は、市指定の質疑書（様式5）に内容を記入のうえ、下記提出先へ直接持参するか、FAXにより送信すること。ただし、FAX送信の場合は、併せて電話連絡を行うこと。なお、電話による質疑及び回答は行わない。

(1) 質問の期間

令和6年4月 5日（金）～令和6年4月19日（金）

（持参の場合は、上記の期間のうち、閉庁日を除く午前8時から午後4時まで。）

(2) 質問の提出先

阪南市市民部資源対策課

FAX番号：072-483-8856

電話連絡：072-483-5876（直通）

(3) 質問への回答方法

令和6年4月26日（金）までに、FAXにて回答する。

8 契約保証金

免除とする。

9 見積書提出期限及び場所等

日 時：令和6年 5月 3日（金） 12時00分（正午）まで

場 所：阪南市尾崎町532番地

阪南市役所 市民部 資源対策課

方 法：上記場所に持参又は郵送（郵送の場合は、「書留」又は「簡易書留」にて、上記日時までに必着のこと。）

10 見積に関する注意事項

- (1) 見積書は、本市指定様式（様式6）を使用すること。見積者は、見積書の見積

者欄に住所、氏名を記入し（会社等の団体のときは、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し）、使用印鑑を鮮明に押印すること。

- (2) 代理人が見積する場合は、見積者欄の記入に加え（見積者の印鑑は不要）、代理人欄に代理人の住所、氏名を記入し、委任状に使用した代理人の印鑑を鮮明に押印すること。
- (3) 見積書に記載する金額は、1円の整数倍を単位とし、契約希望金額の100分の110に相当する金額（消費税及び地方消費税を含んだ金額）とすること。
- (4) 見積書は、ボールペン等の訂正が容易にできない筆記用具により記載すること。
なお、**数字の直前には「¥」を必ず記入**すること。
- (5) 見積者は、提出（郵送）した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 不正な見積が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、見積を中止又は期日を延期することがある。

1 1 見積の無効

次に掲げる事項に該当した場合は、当該見積は無効とする。

- (1) 見積書に記載すべき事項を欠き、又は見積書に記載した文字が判読できないとき。
- (2) 見積書に記名押印、「¥」の記入がないとき。
- (3) 見積金額を改ざんし、又は訂正したとき。
- (4) 代理人の見積の場合において、委任状の提出がないとき。
- (5) 見積者若しくはその代理人が同一の見積において他の見積者の代理人となり、又は数人が共同して見積したとき。
- (6) 見積に参加する資格のない者が見積したとき。
- (7) 見積に関し不正な行為を行ったとき又は不正な行為が行われたおそれが非常に強いと認められるとき。
- (8) その他見積に関する条件に違反したとき。

1 2 売却予定者の決定方法

- (1) 有効な見積を行った者のうち、見積書に記載された金額が最低売却価格以上の金額で、最高の価格をもって見積した者を売却予定者とする。

- (2) 売却予定者となるべき者が2人以上いるときは、くじ引きにより売却予定者を決定する。くじ引きをする日程などについては、対象者に別途通知するものとする。なお、この場合、見積者又は代理人は、くじ引きを辞退できない。

1.3 契約締結及び売買代金の納付等について

- (1) 売買契約は、必ず売却予定者の名義で締結すること。
- (2) 市と売却予定者との売買契約は、見積終了後10日以内に、阪南市市民部資源対策課において、市有財産売買契約書により締結する。
- (3) 売却予定者は、契約締結後10日以内に、売買代金の全額を市の指定する方法により納付すること。
- (4) 車両の引渡しは、売買代金の納付が確認できた後に行う。
- (5) 売却予定者は、引渡しから10日以内に名義変更を行い、手続完了後、速やかに本市に証明書の写しを提出すること。また、車両に名称等が表示されている場合は、引渡し後にその表示等を抹消し、抹消したことが確認できる写真を送付すること。
- (6) 移転登録、移送等の手続は売却予定者が行い、それらに伴う費用も売却予定者負担とする。(自動車検査証有効期限及び自動車損害賠償責任保険の有効期限に留意すること。)

1.4 その他

- (1) 売買代金の納付は、現金又は本市財務規則に規定する有価証券とし、使用する通貨は、日本国通貨に限るものとする。
- (2) 車両の状態は車両公開時の現状渡しとし、買受人は、売買契約締結後、物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (3) 市有財産売買契約書締結後引き渡しまでの間において、災害及び盗難などによる事故が発生しても、阪南市はその責を一切負わない。
- (4) 車両の引渡し後、搬送中などに発生した事故及び故障等についても、売却予定者の責任とし、阪南市はその責を一切負わない。
- (5) 引き渡し後に車両を解体する場合、車両の装備及び状態により、リサイクル料金が必要になることがあるが、その費用については、売却予定者の負担となる

ので、留意すること。

- (6) 売却予定者が売買契約に定める義務を履行しないときは、市は売買契約を解除することができる。
- (7) 売却予定者が売買契約に定める義務を履行しないため市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) この競争見積実施要領に記載されていない事項で必要なものは、地方自治法施行令、阪南市財務規則等の定めるところにより阪南市長が決定する。

問い合わせ先

阪南市市民部資源対策課

Tel 072-483-5876 (直通)

市有財産売買契約書(案)

売出人阪南市（以下「売出人」という。）と買受人●●●●●（以下「買受人」という。）とは、末尾表示の市有財産（以下「物件」という。）について、次のとおり売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売出人及び買受人は、信義に従い、誠実にこの契約（本契約書及び市有物件売払い競争見積実施要領をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 売出人及び買受人は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金●●●●●円とする。

（売買代金支払時期）

第3条 買受人は、前条の売買代金を、この契約の締結から14日以内に、売出人の発行する納付書により、その指定する場所に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第4条 この物件の所有権は、買受人が前条の規定による売買代金の支払を完了したときに、売出人から買受人に移転するものとする。

なお、所有権移転手続は買受人が行うものとし、移転に要する一切の費用は買受人の負担とする。

（物件の引渡し）

第5条 物件の引渡しは、売出人が第3条の規定による売買代金の支払を確認した後行うものとする。

（利用条件）

第6条 物件に表示の施設名称については、買受人の責任において抹消すること。

（危険負担）

第7条 買受人は、この契約締結のときから物件の引渡しするときまでにおいて、当該物件が売出人の責めに帰すことのできない事由により、滅失し、又はき損した場合には、売出人に対して売買代金の減免を求めることができない。

（契約不適合責任）

第8条 買受人は、この契約締結後、物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第9条 売払人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は阪南市暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、買受人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 買受人は、本契約に定める義務を履行しないため売払人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第11条 この契約の締結に要する費用は、買受人の負担とする。

(疑義の決定)

第12条 この契約に定めのない事項で約定する必要があるとき、又はこの契約に関し疑義があるときは、売払人及び買受人が協議のうえ定める。

(裁判管轄)

第13条 売払人及び買受人は、この契約に関する紛争について、売払人の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、売払人及び買受人が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売払人 阪南市

阪南市長 水野謙二 印

買受人 住所

氏名 印

物件の表示

品名	公用車 塵芥車 (三菱製、車台番号：FE73D-551316)
数量	1台
型式	PDG-FE73D
現行車両番号	和泉 800 す 3885